

付議 第 1 号

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則議案

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号に基づき議決を求める。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する
規則の一部を改正する規則議案説明

1 一部改正の目的と内容

県立高等学校再編計画「第2次実施計画」に基づき、高知県立窪川高等学校定時制の課程は平成22年度から募集停止とし、在籍者がいなくなる年度の末日をもって廃止しようとするものである。

2 施行期日

平成25年4月1日

教育委員会規則

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月 日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会規則第 号

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立窪川高等学校の項を次のように改める。

高知県立窪川高等学校	本校	全日制の課程	普通科
------------	----	--------	-----

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立窪川高等学校の定時制の課程（以下この項において「定時制の課程」という。）は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成25年3月31日に定時制の課程に在学する者が定時制の課程に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

新
新

旧

対

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（抜粋）

県立高等学校にそれぞれ次の分校並びに課程、学科及び科を置く。

学校	本・分校	課程	学科及び科
略	略	略	略
高知県立窪川高等学校	本校	全日制の課程	普通科
略	略	略	略

照
表
旧

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（抜粋）

県立高等学校にそれぞれ次の分校並びに課程、学科及び科を置く。

学校	本・分校	課程	学科及び科
略	略	略	略
高知県立窪川高等学校	本校	全日制の課程 <u>定時制の課程</u>	普通科 <u>普通科</u>
略	略	略	略